

◎新潟県企業局訓令第3号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月26日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第77号様式（第172条関係） 工事請負契約書</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記の条件以外は、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。<u>（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第77号様式（第172条関係） 工事請負契約書</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記の条件以外は、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>
<p>第78号様式（第172条関係） 工事変更契約書</p> <p>（略）</p> <p>1～4 （略） 上記のとおり変更したことを証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。<u>（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第78号様式（第172条関係） 工事変更契約書</p> <p>（略）</p> <p>1～4 （略） 上記のとおり変更したことを証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>

附 則

- この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。